

# 平成23年度地方財政対策関連 ご説明資料



総務省

平成23年1月

総務省自治財政局

# 財政運営戦略（抄）（平成22年6月22日閣議決定）

## II. 具体的な取組

### 1. 財政健全化目標

#### (1) 収支（フロー）目標

- ① 国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。
- ② 国の基礎的財政収支についても、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。

#### (2) 残高（ストック）目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

### 2. 財政運営の基本ルール

#### (5) 地方財政の安定的な運営

財政の健全化については、まず、国が本戦略に則り改革に取り組んでいくことはもとより、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うことが必要である。地方公共団体に対し、上記の国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

### 3. 中期財政フレーム

#### (2) 歳入・歳出両面にわたる取組

なお、2.（5）の基本ルールを踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

#### (4) 中期財政フレームの改訂

平成23年半ば頃、当面の経済見通しや中長期の経済・財政の状況と展望を踏まえつつ、中期財政フレームの改訂を行い、平成24年度から平成26年度までを対象とする新たな中期財政フレームを定める。以後同様に、毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める。各年度に策定した中期財政フレームに沿って、翌年度の概算要求・予算編成を行うものとする。

別紙

平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）

	歳出の大枠		
	23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費 (22年度70.9)	71 (注3)	71 (注3)	71 (注3)
うち経済危機対応・地域活性化予備費等 (22年度1.0)	1.0	1.0	1.0

(注3) 平成23年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て、決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

# 平成23年度地方財政への対応のポイント

## 地方交付税の増額確保

- 地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を0.5兆円増額(総額17.4兆円)

## 一般財源総額の確保

- 地方交付税 17.4兆円(前年度比 +0.5兆円)

・ 法定率分等	11.0兆円
・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補てん)	5.1兆円
・ 別枠加算	1.3兆円

※ 地域活性化・雇用等対策費(仮称)の上乗せに対応した別枠加算0.2兆円は、法人税減税影響分等も勘案したものであり、3年間同額で継続

※ その他の別枠加算の仕組みは税制抜本改革時まで継続(⑳の加算額は1.1兆円)

- 一般財源総額 59.5兆円(前年度比 +0.1兆円)

※ 一般財源総額(水準超経費除き) 58.8兆円(前年度比 +0.0兆円)

※ 中期財政フレームに基づき、22年度水準を下回らないよう確保

・ 地方税	33.4兆円( " +0.9兆円)
・ 地方譲与税・地方特別交付金	2.6兆円( " +0.3兆円)
・ 地方交付税	17.4兆円( " +0.5兆円)
・ 臨時財政対策債	6.2兆円( " △1.5兆円)

- 地方一般歳出 66.8兆円(前年度比 +0.5兆円)

※ 地域活性化・雇用等対策費(仮称)を3年間継続(㉑の計上額は1.2兆円)

※ 給与関係経費の減(△0.4兆円)等の歳出の見直しを行い、総額は対前年度0.5兆円の増

## 地方財政の健全化

- 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅縮減(△1.5兆円)
- 交付税特会借入金を償還(㉒～㉔)1千億円、以後1千億円ずつ増額、㉓以降は国の債務残高の縮減の取組と歩調を合わせて、30年間各年度1兆円を基本に償還)

## 特別交付税制度の見直し

- 地方交付税の算定方法の見直しの一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引下げ、普通交付税に移行(㉕は5%)

# 平成23年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分		平成23年度 当初予算額 A	平成22年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般 会計	国税5税の法定率分等 ①	105,103	94,654	10,448	11.0%
	所得税×32%	43,168	40,365	2,803	6.9%
	酒税×32%	4,314	4,426	△ 112	△2.5%
	法人税×34%	26,493	20,240	6,253	30.9%
	消費税×29.5%	30,087	28,432	1,655	5.8%
	たばこ税×25%	2,040	2,068	△ 28	△1.3%
	(小計)	106,101	95,530	10,571	11.1%
	平成9、10、19年度精算分※	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
	(小計)	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
	一般会計からの加算分 ②	58,866	76,291	△ 17,425	△22.8%
	法定加算等	8,062	7,561	501	6.6%
	別枠の加算	12,650	14,850	△ 2,200	△14.8%
	「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠加算	0	9,850	△ 9,850	皆減
	H21年度別枠加算1兆円のうちH22年度に協議することとされていた加算	0	5,000	△ 5,000	皆減
地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算	10,500	0	10,500	皆増	
歳出特別枠の上乗せ分見合いの別枠加算	2,150	0	2,150	皆増	
臨時財政対策加算	38,154	53,880	△ 15,726	△29.2%	
計(入口ベース) ①+②=③	163,969	170,945	△ 6,977	△4.1%	
特別 会計	返還金 ④	0	2	△ 2	△99.9%
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 1,000	0	△ 1,000	皆増
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 4,361	△ 5,712	1,351	△23.7%
	剰余金の活用 ⑦	5,000	3,700	1,300	35.1%
	前年度からの繰越 ⑧	10,126	0	10,126	皆増
	計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧=⑨	9,765	△ 2,010	11,775	△585.8%
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑨ ⑩		173,734	168,935	4,799	2.8%

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※ 平成22年度は平成9、10年度精算分、平成23年度は平成19年度精算分である。

# 平成23年度地方財政計画歳入歳出一覧

(単位: 億円、%)

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
(歳入)				
地 方 税	334,037	325,096	8,941	2.8
地 方 譲 与 税	21,749	19,171	2,578	13.4
地 方 特 例 交 付 金	3,877	3,832	45	1.2
地 方 交 付 税	173,734	168,935	4,799	2.8
国 庫 支 出 金	121,745	115,663	6,082	5.3
地 方 債	114,772	134,939	△ 20,167	△ 14.9
使用料及び手数料	14,279	13,126	1,153	8.8
雑 収 入	40,861	40,506	355	0.9
計	825,054	821,268	3,786	0.5
一 般 財 源	594,990	594,103	887	0.1

(単位: 億円、%)

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
(歳出)				
給 与 関 係 経 費	212,694	216,864	△ 4,170	△ 1.9
退 職 手 当 以 外	190,961	194,064	△ 3,103	△ 1.6
退 職 手 当	21,733	22,800	△ 1,067	△ 4.7
一 般 行 政 経 費	308,226	294,331	13,895	4.7
補 助	157,481	144,313	13,168	9.1
単 独	138,601	138,285	316	0.2
国民健康保険・後期高齢者医療制度 関係事業費	12,144	11,733	411	3.5
地 方 再 生 対 策 費	3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0
地域活性化・雇用等対策費 ※1	12,000	9,850	2,150	21.8
公 債 費	132,423	134,025	△ 1,602	△ 1.2
維 持 補 修 費	9,612	9,663	△ 51	△ 0.5
投 資 的 経 費	113,032	119,074	△ 6,042	△ 5.1
直 轄 ・ 補 助	59,474	50,391	9,083	18.0
〔移替え影響額除き ※2〕	59,474	62,697	△ 3,223	△ 5.1
単 独	53,558	68,683	△ 15,125	△ 22.0
〔移替え影響額除き ※2〕	53,558	56,377	△ 2,819	△ 5.0
公 営 企 業 繰 出 金	26,867	26,961	△ 94	△ 0.3
企業債償還費普通会計負担分	17,118	17,454	△ 336	△ 1.9
そ の 他	9,749	9,507	242	2.5
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	7,200	6,500	700	10.8
計	825,054	821,268	3,786	0.5
地 方 一 般 歳 出	668,313	663,289	5,024	0.8

※1 地域活性化・雇用等対策費の平成22年度の額は、平成22年度地方財政計画の歳出に計上された「地域活性化・雇用等臨時特例費」の額である。

※2 投資的経費の単独分へ計上していた社会資本整備総合交付金を活用した道路事業を、補助事業へ移し替えた影響を除いた場合

### 地方交付税推移(当初ベース)

	地方交付税(a)		臨時財政対策債(b)		a+b	
	交付額(億円)	増減率(%)	発行可能額(億円)	増減率(%)	金額(億円)	増減率(%)
昭和50年度	44,296	29.7			44,296	29.7
51	51,874	17.1			51,874	17.1
52	57,055	10.0			57,055	10.0
53	70,400	23.4			70,400	23.4
54	76,895	9.2			76,895	9.2
55	80,775	5.0			80,775	5.0
56	87,166	7.9			87,166	7.9
57	93,300	7.0			93,300	7.0
58	88,685	△ 4.9			88,685	△ 4.9
59	85,227	△ 3.9			85,227	△ 3.9
60	94,499	10.9			94,499	10.9
61	98,309	4.0			98,309	4.0
62	98,894	0.6			98,894	0.6
63	106,286	7.5			106,286	7.5
平成元年度	124,690	17.3			124,690	17.3
2	137,594	10.3			137,594	10.3
3	148,404	7.9			148,404	7.9
4	156,792	5.7			156,792	5.7
5	154,351	△ 1.6			154,351	△ 1.6
6	155,020	0.4			155,020	0.4
7	161,529	4.2			161,529	4.2
8	168,410	4.3			168,410	4.3
9	171,276	1.7			171,276	1.7
10	175,189	2.3			175,189	2.3
11	208,642	19.1			208,642	19.1
12	214,107	2.6			214,107	2.6
13	203,498	△ 5.0	14,488		217,986	1.8
14	195,449	△ 4.0	32,261	122.7	227,710	4.5
15	180,693	△ 7.5	58,696	81.9	239,389	5.1
16	168,861	△ 6.5	41,905	△ 28.6	210,766	△ 12.0
17	168,979	0.1	32,231	△ 23.1	201,210	△ 4.5
18	159,073	△ 5.9	29,072	△ 9.8	188,145	△ 6.5
19	152,027	△ 4.4	26,300	△ 9.5	178,327	△ 5.2
20	154,061	1.3	28,332	7.7	182,393	2.3
21	158,202	2.7	51,486	81.7	209,688	15.0
22	168,935	6.8	77,069	49.7	246,004	17.3
23	173,734	2.8	61,593	△ 20.1	235,327	△ 4.3

地方  
財政

# 地方財政関連等の近年の推移

	年 表			地方交付税		
				総額 (億円)	増減 (億円)	増減率
平成13年度						
平成14年度						
平成15年度				180,693		
平成16年度	↑ 三位一体改革 ↓	↑ 骨太方針 (特に 2003、 2006) ↓	↑ 平成の大合併 がピーク ↓	168,861	▲ 11,832	▲ 6.5%
平成17年度				168,979	118	0.1%
平成18年度				159,073	▲ 9,906	▲ 5.9%
平成19年度				152,027	▲ 7,046	▲ 4.4%
平成20年度				154,061	2,034	1.3%
平成21年度				158,202	4,141	2.7%
平成22年度	↓ 地域主権改革			168,935	10,733	6.8%
平成23年度				173,734	4,799	2.8%

地財ショック

11年ぶり大幅増  
三位一体改革以降  
最高水準

## 交付税特別会計借入金の償還計画

(単位:億円)

	現行償還計画	償還計画変更後
平成22年度末残高	336,173	<b>336,173</b>
23	8,593	<b>1,000</b>
24	9,453	<b>1,000</b>
25	10,766	<b>1,000</b>
26	12,248	<b>2,000</b>
27	13,920	<b>3,000</b>
28	15,800	<b>4,000</b>
29	17,380	<b>5,000</b>
30	19,118	<b>6,000</b>
31	21,029	<b>7,000</b>
32	23,135	<b>8,000</b>
33	25,445	<b>9,000</b>
34	27,991	<b>10,000</b>
35	29,836	<b>10,000</b>
36	31,770	<b>10,000</b>
37	33,791	<b>10,000</b>
38	35,898	<b>10,000</b>
39~61	0	<b>10,000</b>
62	0	<b>9,173</b>

※ 億円未満の端数は四捨五入している。

# 平成23年度地方財政への対応の概要

## I 平成23年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模 (参考) 水準超経費を除いた場合	82兆5,200億円程度 81兆8,000億円程度	(前年度比+3,900億円程度、+0.5%程度) ( " +3,200億円程度、+0.4%程度)
② 地方一般歳出 (参考) 地方一般歳出(給与関係経費除き)の総額	66兆8,400億円程度 45兆5,700億円	( " +5,100億円程度、+0.8%程度) ( " +9,300億円程度、+2.1%程度)
③ 一般財源総額 (参考) 一般財源(水準超経費除き)の総額	59兆4,990億円 58兆7,790億円	( " +887億円、+0.1%) ( " +187億円、+0.0%)
※ 財政運営戦略に定める中期財政フレームに基づき、22年度水準を下回らないよう確保		
④ 地方交付税の総額	17兆3,734億円 (②16兆8,935億円、+4,799億円、+2.8%)	
⑤ 地方税及び地方譲与税	35兆5,786億円 (②34兆4,267億円、+1兆1,519億円、+3.3%)	
⑥ 臨時財政対策債	6兆1,593億円 (②7兆7,069億円、△1兆5,476億円、△20.1%)	
⑦ 財源不足額 (参考) 折半対象財源不足額	14兆2,452億円 7兆6,308億円	(②18兆2,168億円、△21.8%) (②10兆7,760億円、△29.2%)

## II 地方交付税の増額確保

- ・別枠加算(12,650億円)の維持や繰越金(10,126億円)の活用等により、地方交付税を0.5兆円増額
- ・地域活性化・雇用等対策費(仮称) 12,000億円

- 「地域活性化・雇用等対策費」(仮称)12,000億円
  - ②地域活性化・雇用等臨時特例費9,850億円に、以下の事業等を勘案した2,150億円を上乗せ
    - ・子育て現物給付(1,000億円)等の子育て施策
    - ・住民生活に光をそそぐ事業
    - ・地球温暖化対策暫定事業(100億円)
- 地域活性化・雇用等対策費(仮称)の②④及び⑤の規模については、③の12,000億円を一つの基準に毎年度決定
- 地域活性化・雇用等対策費(仮称)の上乗せ分に対応した別枠加算2,150億円は、法人税減税影響分も勘案したものであり、3年間同額で継続
- その他の別枠加算の仕組みは税制抜本改革時まで継続(③の加算額は10,500億円、④以降の加算額は財源不足の状況等を踏まえ決定)

地方交付税 17兆3,734億円（前年度比 +4,799億円、+2.8%）

- ① 地方交付税の法定率分等 10兆9,868億円
- ※ 国税5税分の法定率分 10兆6,101億円
  - ※ 国税決算精算分(⑱) △999億円
  - ※ 交付税特別会計借入金支払利子 △4,361億円
  - ※ 交付税特別会計借入金償還額 △1,000億円
  - ※ 平成22年度からの繰越分 1兆126億円
- ② 一般会計における加算措置等 5兆1,216億円
- ※ 折半対象以外財源不足における補てん（既往法定分等） 1兆3,062億円
  - ※ 臨時財政対策加算 3兆8,154億円
- ③ 別枠による加算（特別枠の上乗せに対応した加算及び財源不足を勘案した加算） 1兆2,650億円

【参考】地方交付税の推移（兆円）

	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4

### Ⅲ 財源不足の補てん

平成23年度における財源不足 14兆2,452億円（㉒18兆2,168億円）  
 うち折半対象財源不足 7兆6,308億円（㉒10兆7,760億円）

- 中期財政フレームの対象期間である平成23年度から平成25年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、平成23年度においては、以下のとおり財源不足を補てん

- 【折半対象以外財源不足】 6兆6,144億円
- ① 財源対策債の発行 9,400億円
- ② 地方交付税の増額による補てん 2兆712億円
- ・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 8,062億円
  - ・ 別枠の加算（特別枠の上乗せに対応した加算及び財源不足を勘案した加算） 1兆2,650億円
- ③ 交付税特別会計の償還先送り 7,593億円
- ※ 財政健全化の観点から、23年度に予定していた特別会計借入金の償還（8,593億円）のうち1,000億円を償還し、残額（7,593億円）を後年度に繰延べ
- ④ 特別会計剰余金の活用 5,000億円
- ⑤ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等） 2兆3,439億円
- 【折半対象財源不足】 7兆6,308億円
- ① 地方交付税の増額による補てん（臨時財政対策加算） 3兆8,154億円
- ② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策加算相当額） 3兆8,154億円

## IV 地方財源の確保

一般財源総額 59兆4,990億円（前年度比+887億円、+0.1%）  
一般財源（水準超経費除き）の総額 58兆7,790億円（" +187億円、+0.0%）

・ 地方税 33兆4,037億円（前年度比 +8,941億円、+2.8%）  
    うち水準超経費相当額 7,200億円（" +700億円、+10.8%）  
・ 地方譲与税 2兆1,749億円（" +2,578億円、+13.4%）  
・ 地方交付税 17兆3,734億円（" +4,799億円、+2.8%）  
・ 地方特例交付金 3,877億円（" +45億円、+1.2%）  
・ 臨時財政対策債 6兆1,593億円（" △1兆5,476億円、△20.1%）

地方債総額 5兆3,179億円（前年度比 △4,691億円、△8.1%）  
（参考）臨時財政対策債含み 11兆4,772億円（前年度比 △2兆167億円、△14.9%）

【通常債】 4兆3,779億円（前年度比 △3,391億円、△7.2%）  
【財源対策債】 9,400億円（" △1,300億円、△12.1%）  
（参考）【臨時財政対策債】 6兆1,593億円（前年度比 △1兆5,476億円、△20.1%）

## V 社会保障関係費の自然増等への対応

国と同様、地方の社会保障関係費も毎年度大幅な自然増となることに対応し、平成23年度は8,400億円程度の地方負担（補助・単独）を増額計上し、対応する財源を確保

- 地方負担 +8,400億円程度の内訳
  - ・ 一般行政経費補助 +4,900億円程度（生活保護、医療、介護等）
  - ・ 一般行政経費単独 +2,300億円程度
  - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等 +1,200億円程度
- 更に、特別枠（子どもに対する現物給付）を計上 +1,000億円

## VI 地方財政の健全化

- ・ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅縮減（△1.5兆円）
  - ・ 交付税特会借入金を償還（㉓～㉕ 1千億円、以後1千億円ずつ増額、㉓以降は財政運営戦略に基づき、国の債務残高の縮減の取組と歩調を合わせて償還（30年間各年度1兆円を基本））
- ※ ㉓～㉕の償還は、交付税特会借入金利払費の縮減により確保された財源等を活用

## Ⅶ 臨時財政対策債の配分方式の見直し等

財政力の弱い地方公共団体への配慮の観点から、臨時財政対策債について、各地方公共団体の発行可能額の算出方法を見直すとともに、前年度と同じ割合の公的資金を確保

- 財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式（各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、22年度に一部導入された、不交付団体には配分しない方式（各団体の財源不足額を基礎として算出）に移行
- 一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮する方針

(参考) 【臨時財政対策債】	6兆1,593億円 (前年度比	△1兆5,476億円、△20.1%)
うち公的資金	2兆4,460億円 ( "	△6,151億円、△20.1%)
・ 財政融資資金	1兆7,860億円 ( "	△4,491億円、△20.1%)
・ 地方公共団体金融機構資金	6,600億円 ( "	△1,660億円、△20.1%)

## Ⅷ 子ども手当

- ・ 子ども手当の支給に係る費用負担は、22年度と同様に、子ども手当の一部として、児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分は、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が従来どおりのルールで費用負担  
それ以外の部分は、3歳未満に対する上積み部分を含め、全額国庫負担
- ・ 関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討

- 平成23年度の子ども手当の支給額  
3歳未満：月額20,000円 3歳以上から中学校修了前まで：月額13,000円
- 子ども手当分（上積み分を含む）は全額国庫負担、児童手当分は、国、地方、事業主が従来どおりのルールで負担
- 年少扶養控除の廃止等に伴う平成23年度の交付税（法定率分）の増額（2,113億円）については、交付税（法定率分）の増額に伴う財源不足額の縮減による交付税（臨時財政対策加算）の減額（▲1,057億円）、児童手当分（平成18、19年度増分）の特例交付金の減額（▲1,141億円）及び地方財政対策における調整（85億円）により対応
- 地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、新たな交付金500億円（1/2等、事業費約1,000億円）を創設するとともに、子ども現物給付（1,000億円）を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算

## Ⅷ 一括交付金（地域自主戦略交付金（仮称））

「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」（仮称）を創設（5,120億円）

- 平成23年度は、第一段階として都道府県を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施（市町村分は平成24年度から実施）
- 地方公共団体は、一括交付金化の対象となる事業の範囲で、各府省の枠にとらわれず、自由に事業を選択

## Ⅸ 特別交付税制度の見直し等について

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引下げ、普通交付税に移行させるとともに、事業費補正の更なる縮減を行う

- 特別交付税制度の見直し
  - ・ 特別交付税の割合の改正  
交付税総額における特別交付税の割合を段階的に引下げ、その部分を普通交付税に移行  
平成23年度 6% → 5% 交付税総額の1%分（1,737億円）を普通交付税に移行  
平成24年度 5% → 4%  
※ 普通交付税への移行に当たっては、個別団体の財政運営に支障が生じないように十分留意しながら検討
  - ・ 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設  
大規模災害等の発生時において、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設
- 事業費補正の廃止等  
消防広域化事業（告示の期限（H24）後）、地下鉄事業（出資金・補助金）、防災対策事業（うち「特に推進すべき事業」）、地域活性化事業（うち「合併の円滑化」）に係る事業費補正の廃止等、更なる縮減を実施（廃止に当たっては、所要の経過措置）

## 主な地方財政指標

### 一般財源総額

59.5兆円（平<sup>㉒</sup>＝59.4兆円、+0.1%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金の計である

### 一般財源比率

64.6%程度（平<sup>㉒</sup>＝63.0%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金の計である

### 地方債依存度

13.9%程度（平<sup>㉒</sup>＝16.4%）  
〔臨時財政対策債を含む〕

### 地方の借入金残高（平<sup>㉓</sup>末見込み）

200兆円程度（平<sup>㉒</sup>末見込み＝200兆円）

### 交付税特別会計借入金残高（平<sup>㉓</sup>末見込み）

33.5兆円程度（平<sup>㉒</sup>末見込み＝33.6兆円）

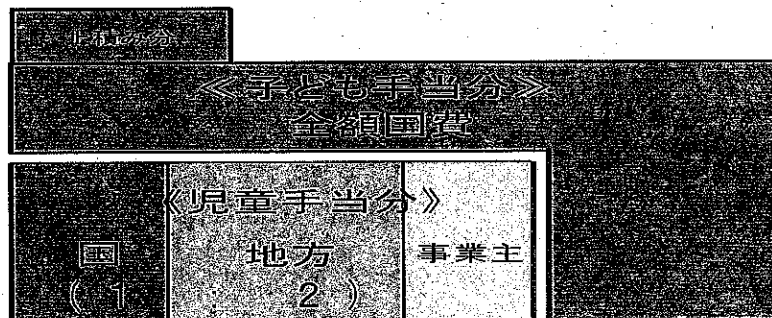
## 23年度の子ども手当について

### ◎平成23年度の子ども手当に関する暫定措置

- 児童一人あたり支給額  
3歳未満:月額20,000円 3歳以上から中学校修了前まで:月額13,000円
- 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みを存続し、児童手当分については、従来どおり、国、地方、事業主が費用負担。  
それ以外の部分は、3歳未満に対する上積み分を含め、全額を国庫が負担し、子ども手当分に地方負担は入れない。
- 年少扶養控除の廃止等に伴う平成23年度の交付税(法定率分)の増額(2,113億円)については、交付税(法定率分)の増額に伴う財源不足額の縮減による交付税(臨時財政対策加算)の減額(▲1,057億円)、児童手当分(平成18、19年度増分)の特例交付金の減額(▲1,141億円)及び地方財政対策における調整(85億円)により対応。  
(注)所得制限超分、地方公務員の子ども手当分の特例交付金は、22年度と同様に存続
- 地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、新たな交付金500億円(1/2等、事業費約1,000億円)を創設するとともに、子ども現物給付(1,000億円)を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算。
- 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを実施。

### ◎平成24年度以降に向けた検討

- 今後の子ども手当の制度設計について、関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討。

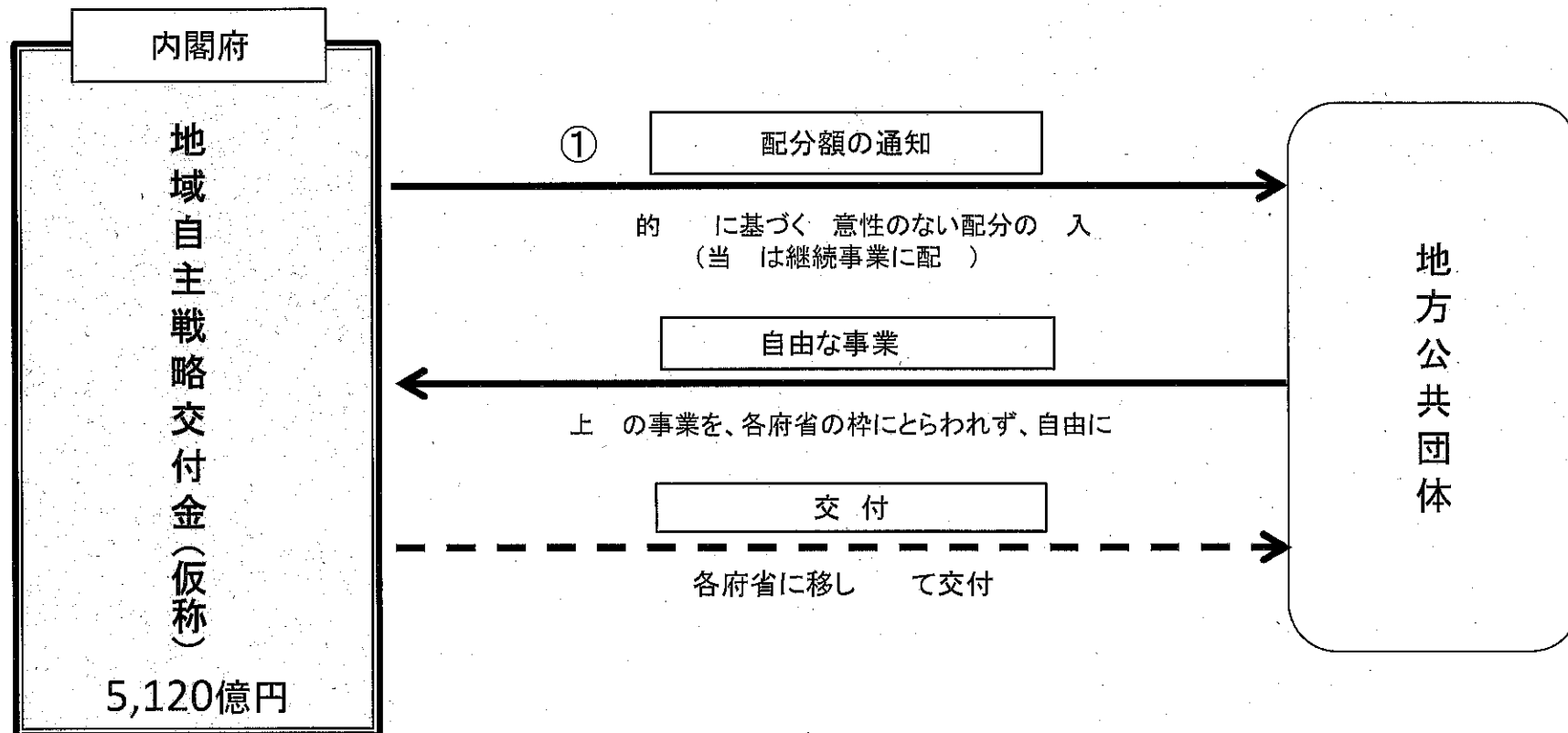


## 一括交付金（地域自主戦略交付金（仮称））について

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」（仮称）を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

### 対象事業(都道府県分)

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会資本整備総合交付金の一部</li> <li>○ 農山漁村地域整備交付金の一部</li> <li>○ 水道施設整備費補助</li> <li>○ 交通安全施設整備費補助金の一部</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校施設環境改善交付金の一部</li> <li>○ 工業用水道事業費補助</li> <li>○ 自然環境整備交付金の一部</li> <li>○ 環境保全施設整備費補助金</li> <li>○ 消防防災施設整備費補助金</li> </ul> |
|--|--|



## 特別交付税制度の見直し等について

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引下げ、普通交付税に移行させるとともに、事業費補正の更なる縮減を行う。

### 1. 特別交付税制度の見直し (1) 特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を段階的に引下げ、その部分を普通交付税に移行することとし、移行分については、「地域振興費（人口）」で算定を行う。

平成23年度 6% → 5% 1%分（1,737億円）を普通交付税に移行  
平成24年度 5% → 4%

- ※ 平成23年度特別交付税は8,687億円（対前年度比△1,451億円、△14.3%の減）
- ※ 普通交付税への移行に当たっては、個別団体の財政運営に支障が生じないように十分留意しながら検討

### (2) 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

### 2. 事業費補正の廃止等

- ① 消防広域化事業
- ② 地下鉄事業（出資金・補助金）
- ③ 防災対策事業
- ④ 地域活性化事業
- ⑤ 施設整備事業（一般財源化分）

- ・ 告示の期限（H24）後に廃止
- ・ 廃止
- ・ 「特に推進すべき事業」は廃止
- ・ 「合併の円滑化」は廃止
- ・ 交付税措置率の段階的な引下げ

※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。

## 地球温暖化対策に係る臨時措置

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠である。既に地方公共団体は地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しているが、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制策、森林吸収源対策等の地球温暖化対策に資する諸施策を地域において更に総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みが必要である。

平成23年度税制改正において、「地球温暖化対策のための税」を導入することとされたが、地方公共団体については、平成23年度税制改正大綱において「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。」とされた。

そこで、具体的な地方財源の確保・充実の仕組みについて平成24年度実施に向けた成案が得られるまでの間の措置として、地方公共団体が積極的に取り組んでいる森林吸収源対策等を一層支援するため、従来の森林・林業振興対策に加え、「地球温暖化対策暫定事業費」を地方財政計画に臨時に特別枠として計上する。

### 平成23年度事業費 100億円程度

#### 森林吸収源対策等の地球温暖化対策

##### ○国産・地域産木材の利活用の促進

- ・ 公共施設等での活用
- ・ 民間利用の支援・促進
- ・ 木材・木質バイオマスの利用（ペレットストーブ等）

##### ○再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力発電等）の導入促進 など

（参考）地球温暖化対策のための税（平成23年度税収見込み）350億円程度

## 平成23年度予算概算要求組替え基準に関する民主党提言（抄）

（平成22年7月22日民主党）

### 2. 元気な日本を復活させる

#### （2）府省を超えた重点配分

- ① **概ね2兆円程度を目標**として「元気な日本復活特別枠」を設定。

### 3. マニフェストの実現

#### ① 地方交付税

地域主権改革を進める観点から、前年度比1.1兆円の増額を行ったH22年度と実質的に同水準の一般財源総額を確保する。

## 平成23年度予算の概算要求組替え基準について（抄）

（平成22年7月27日閣議決定）

（別紙2）

### 1. 「基礎的財政収支対象経費」の要求のルール

#### （2）地方交付税交付金等

地方交付税交付金及び地方特例交付金（「地方交付税交付金等」という。）の合計額 については、「財政運営戦略」に定める「中期財政フレーム」との整合性に留意しつつ、要求する。

## 平成23年度予算編成の基本方針（抄）

（平成22年12月18日閣議決定）

### 5 財政運営戦略の着実な実現

#### （3）今後の検討課題

##### ① 財政運営戦略の進捗状況の検証等

**平成23年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、平成24年度から平成26年度までを対象とする新たな中期財政フレームを定める。**この際、現行の中期財政フレームに定める歳入・歳出にわたる取組は維持することを基本とするが、財政運営戦略の進捗状況の検証等を踏まえ、必要があれば、財政健全化への取組を加速することも含め検討する。

##### ② 社会保障と税の抜本改革

**「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）に基づき、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることとする。**

## 社会保障改革の推進について（抄）

（平成22年12月14日閣議決定）

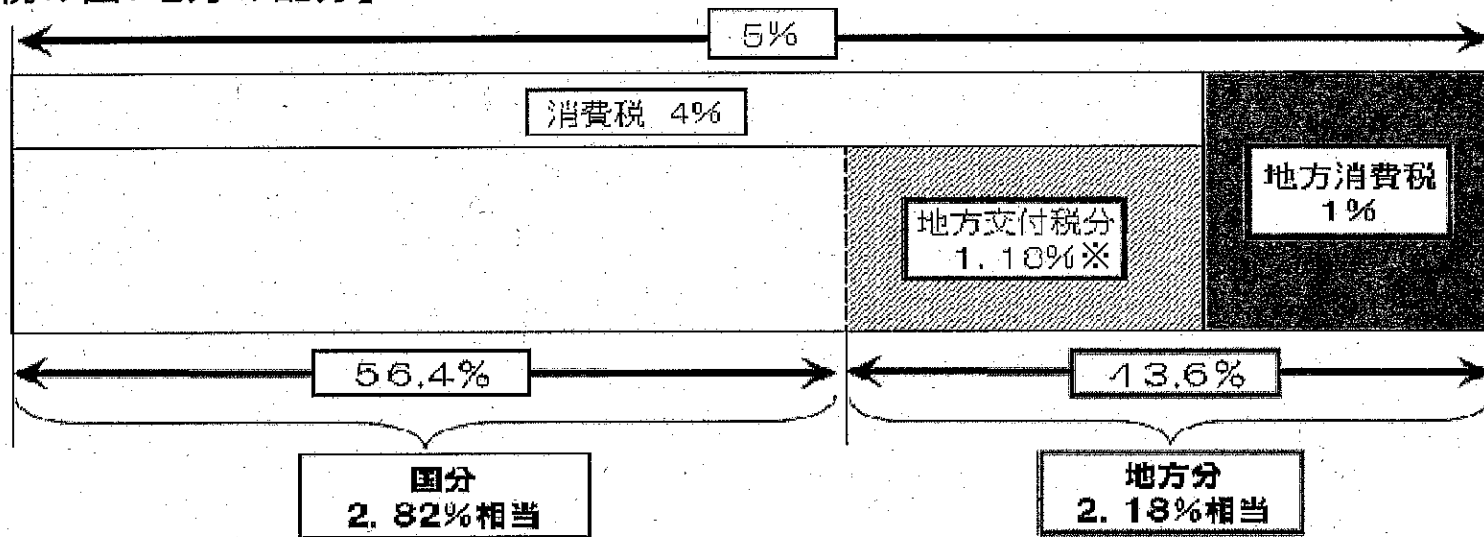
### 1. 社会保障改革に係る基本方針

- 政府・与党においては、**・・・社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。**

## 地方消費税の充実

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は地方消費税（国税としての消費税の税率は4%）。また、国税の消費税の一部は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。

【消費税の国:地方の配分】



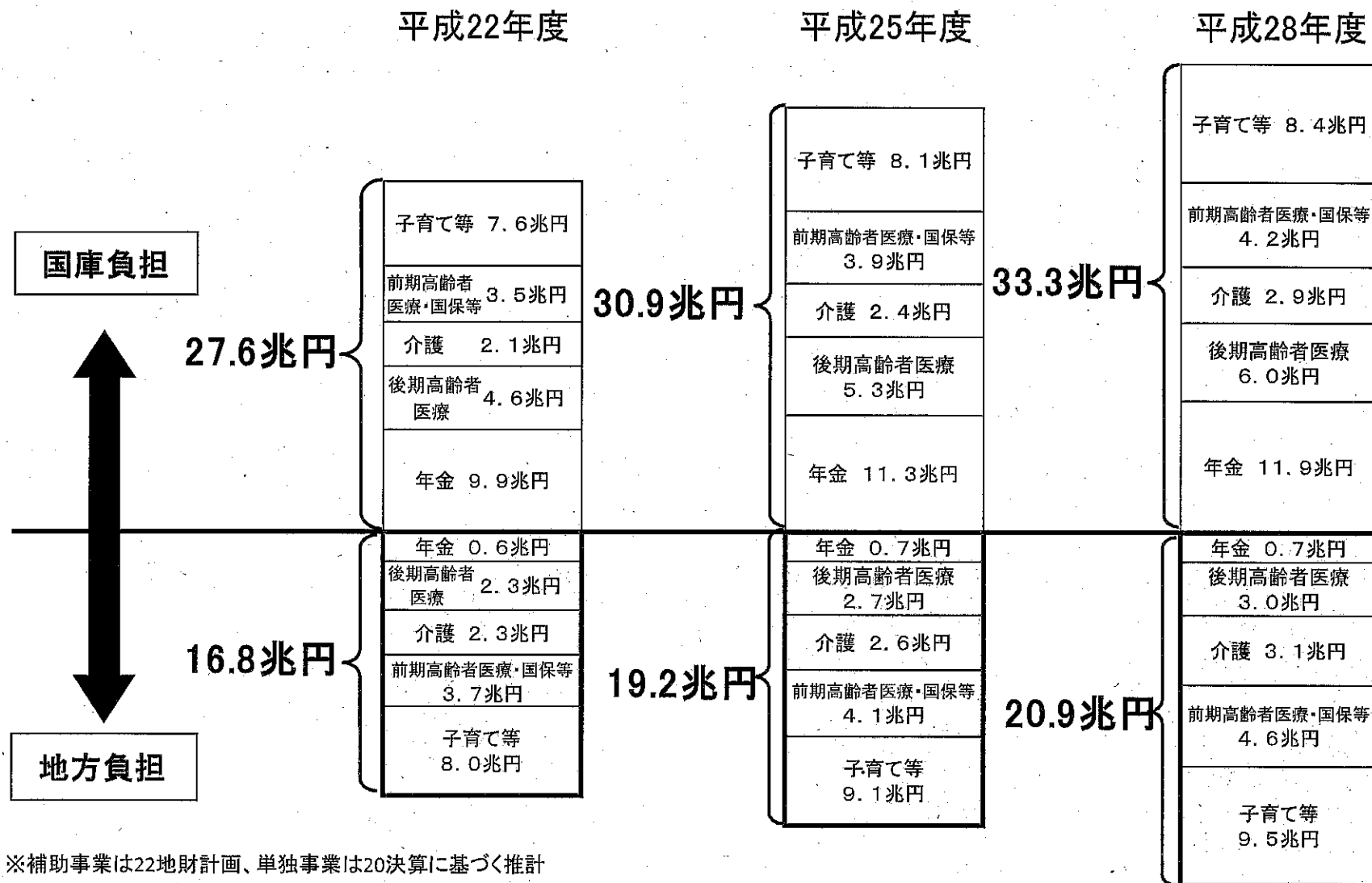
※ 交付税率29.5%

- 地方消費税の税収は、景気に左右されにくく、安定的。
- また、地方の主要な税目の中で、最も地域による税収の偏在性が低い。  
(参考) 人口1人当たり税収額の偏在度 (最大/最小の倍率) (平成20年度決算)  
地方消費税 1.8倍    法人二税 6.6倍    地方税全体 3.0倍

# 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計

【未定稿】

○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約1兆円、地方費が約0.7兆円と、共に大幅な増額が毎年見込まれる。



※補助事業は22地財計画、単独事業は20決算に基づく推計